

産業建設常任委員会記録

令和7年 第4回定例会	
1 日 時	令和7年9月19日（金） 午前10時00分 開会 午前11時39分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	大 貫 桂 一 委員長 阿 部 秀 実 委員 小 島 実 委員 横 尾 武 男 委員 関 口 正 一 委員
4 欠席委員	鈴 木 毅 副委員長 駒 場 久 和 委員 津久井 健 吉 委員
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 石 川 さやか 副議長
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	小太刀 事務局長 今泉 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	2人

産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
副市長		福田 義一	1名
総合政策部	地域課題対策課長	別井 渉	1名
市民部	協働のまちづくり課長	山崎 尚良	1名
経済部	経済部長	竹澤 英明	7名
	産業振興課長	小泉 宏	
	産業誘致推進室長	宇賀神敏貴	
	観光交流課長	大貫 照実	
	農政課長	東城 朋子	
	林政課長	橋本 浩一	
	産業振興課長補佐兼産業振興係長	福田 昌子	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	大場 隆光	4名
	環境課長	大出 薫	
	資源循環課長係長	渡邊 教生	
	環境政策係長	星野 拓朗	
都市建設部	都市建設部長	柏崎英一郎	7名
	建築担当参事兼建築指導課長事務取扱	塙 純人	
	都市計画課長	山田 治夫	
	整備課長	小林 寿伸	
	維持課長	鈴木 久夫	
	建築課長	湯澤 一公	
	都市計画課長補佐兼都市計画係長	井戸圭一郎	
上下水道部	上下水道部長	北島 礼弘	6名
	企業経営課長	峯田 清美	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	水道経営係長	平野 剛也	
教育委員会事務局	スポーツ振興課長	神山 悦雄	1名
合 計			29名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第 5 2 号 令和 6 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 議案第 5 3 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 議案第 5 4 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号） について
- 4 議案第 5 6 号 令和 7 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号） について
- 5 議案第 6 1 号 市道路線の認定について
- 6 議案第 6 2 号 市道路線の廃止について
- 7 議案第 6 3 号 市道路線の変更について
- 8 議案第 6 7 号 鹿沼市花木センター条例及び鹿沼市林産物需要拡大施設条例の一部改正について
- 9 議案第 6 8 号 鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例及び鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正について
- 10 陳情第 5 号 公園・運動場等に除草剤・農薬等を散布する散布者・団体等が近隣に事前告知を義務化する条例を作って頂きたい旨の陳情

令和7年第2回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話ください。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長は挙手の上、説明をお願いします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係で、事務局職員が写真撮影を行っていますので、ご了承おきください。

なお、本日、駒場委員、津久井委員、鈴木委員の3名は欠席となっておりますことをご報告いたします。

それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託された案件は、議案9件、陳情1件であります。それでは、早速、審査を行います。

上着を脱いでもらって結構ですから、暑い場合は。

はじめに、陳情第5号 公園・運動場及び除草剤・農薬等を散布する散布者・団体等が近隣に事前通告を義務化する条例を作って頂きたい旨の陳情につきまして、陳情人の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第5号から審査していきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第5号 公園・運動場等に除草剤・農薬等を散布する散布者・団体等が近隣に事前通告を義務化する条例を作って頂きたい旨の陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人にお越しいただいております。

陳情人の入室を許可します。

なお、陳情人は、委員会での氏名の読み上げを希望しておりません。

陳情人の氏名は発言せず、陳情人と発言するようお願いをいたします。

(陳情人 入室)

○大貫委員長 本日はお疲れ様です。

早速ですが、陳情第5号 公園・運動場等に除草剤・農薬等を散布する散布者・団体等が近隣に事前通告を義務化する条例を作って頂きたい旨の陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

マイクでお願いいたします。

(「立ってお願いします、違う」と言う者あり)

(「立ったのですけれども、起立で」と言う者あり)

○陳情人 市や市議会には、市民の生命、財産を守っていただくための条例を整備していただく、今回陳情いたしました。

農薬や除草剤等は人間や動植物に影響が出るものも少なからずあると考えます。

私の家族は、約 10 年前に鹿沼市に移住してまいりました。

土地探しには苦労しましたが、運よく環境もよく、隣に公園がある土地を紹介していただき、新築しました。

この公園は毎年数回除草剤がまかれています、私たち家族が移住して以来、ただの一度も事前に散布のお知らせがきたことがありません。

誰がまいているのか、薬剤はどんな成分なのか、このような情報は近隣に住んでいる住民が知らなくてよいのでしょうか。

6 月 22 日に、今まで同様、何の知らせもなく除草剤をまいているので、作業員 2 人に、「誰がまいているのか、薬剤はどんな成分なのか」と尋ねたが、「老人会に頼まれてまいている」以外は答えない。

こちらの連絡先を教えて、「老人会の責任者に連絡してほしい」と伝えるも、一切無視される。

その当日、自治会長から連絡がきて、自治会は老人会から何の連絡もなく、まく日時さえ知らないという。

自治会長は現地も見えていないのに、「あんたの家に向かってまいていない、除草剤で何の影響も出ない。

老人会は慈善でまいている。

青地だから、雑草が生えてたら、あんたも除草剤をまけばいい。

これからも自治会は回覧等で事前にお知らせすることはない」と言って、一方的に電話を切られる。

翌日の 6 月 23 日に、市役所に問い合わせをすると、スポーツ振興課が担当部署で、県の土地を市がグラウンドゴルフ場として占有使用していることがわかりました。

県に問い合わせると、どの部署でも占有使用には、適正化利用のために、使用団体と協定を組むのがルールと言われる。

6 月 27 日にスポーツ振興課の阿久津さんから最終確認させていただいたのは、資料 1 にあるように、グラウンドゴルフ場として使用していない自治会にだけ依頼をし、使用する老人会とは協定は組んでいないし、これからも協定を組む気はないと言われる。

除草剤の散布を事前に回覧でお知らせもしない。

事前にするのは、グラウンドゴルフ場の出入り口に、1 週間前くらいに、散布することだけ掲示する。

このような市の対応は正しい行政と言えるのでしょうか。

今回の条約をつくっていただきたい最大の理由は、仮に県等の指示どおり、鹿沼市が使用団体、老人会等と協議、協定を結んでも、協定を結んでいない第 3 者には何の効力

もなく、実際に先ほども言いましたが、自治会長は、私に、「あそこは青地だから、雑草が生えてきたら、あんたも除草剤まいていいんだよ。」と勧められているように、公共の土地なら慈善ということで、何をしてもいいと考える人は少なからず存在します。

また、スポーツ振興課の阿久津さんのように、一見、こちらの希望を一切聞き入れない行政の態度、これは法律等のルールが定まっていないからだと考えます。

行政の法律等で違法性を問えるが、こちらの望む指導ができるはずです。

市内の公園、運動場等に除草剤、農薬等を散布する際は、散布者、団体などが、全ての責任を負うことを明確にし、ルール化することが一番大事だと考えます。

公園の近隣住民、利用者は、除草剤、農薬等の散布に関して、何の知る権利もないのでしょうか。

また、市も今まで、除草剤、農薬等の散布状況を把握していないと考えますが、市民の生命、財産を守る立場をとるなら、積極的に情報を得なくてはだめなのではないでしょうか。

仮に何らかの被害に遭っても、全て被害者側が証明しないと、加害行為を訴えることができない。

何の法律、ルール等もない現状は、除草剤、農薬等の散布者、団体が慈善という言葉で何をやってもいいという状況です。

市民の生命、財産を守っていただくために、近隣への事前通告と市に届ける条約は必要不可欠だと考えます。

以上です。

○大貫委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は、順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、お疲れ様です。

除草剤の問題ということで、いろいろ不快な思いもされたのかと思って、お察しいたしますが、一つ、ちょっと確認したいのは、今回のこの除草剤散布のことで、何か健康被害が出たとか、あるいは、近隣の方で問題があったとか、何かそういうことはありましたでしょうか。

○陳情人 今回とか、そういうのは、私も実際に聞いたりしてはしていませんけれども、私、日頃から近所を散歩してまして、それで、公園を利用する犬を飼っている方がおられてまして、その方も数年前ぐらいに聞いた話なのですけれども、その犬が、犬が皮膚病になって、医者通いしているとかという話も聞いたりもするのです。

それが、まあ除草剤が絶対に影響していないかどうかというのもわからないですけれども、そういう状況もあるので、やっぱり薬剤の種類とかも知れたほうが、市民としては安全対策にもなるのではないかなと思いました。

○阿部委員 はい、はい、わかりました。

- 大貫委員長 陳情人の方は、私が指名してから。
- 陳情人 すみません。
- 大貫委員長 お話をするようお願いいたします。
ほかに確認したいことはありませんか。
横尾委員。
- 横尾委員 はい、陳情人にお伺いをします。
公園というか、そのゲードボール場の入り口に、「除草剤をまきますよ」というのが、一応掲示してあったという話をされましたけれども、それは毎回、そういう形で掲示はされているのですか。
- 陳情人 今回。
- 大貫委員長 すみませんです。
では、陳情者の説明をお願いします。
- 陳情人 ここに書いてあるとおりに、私が引っ越して10年ぐらいになりますけれども、それ全然、その掲示とか、全然なくて、それで、今回言って、「やりますよ」というのが、スポーツ振興課の阿久津さんの話なので、これからやるみたいな形ですね。
ここ何回か、1回とかは、前回ぐらいは掲示はしていましたけれども、「除草剤散布中」みたいな形の、それだけしか書いていないわけです。
- 横尾委員 もう1点。
- 大貫委員長 横尾委員。
- 横尾委員 はい。
ほか、鹿沼市の中には、いろいろな公園、そういう施設があるかと思うのですけれども、そこへその除草剤を散布する状況の中では、いちいちその「除草剤を散布しますよ」という表示というか、掲示はあまり見たことがないので、そういう点については、私としては、そんなふうに感じます、はい。
- 大貫委員長 はい、一応、その分野は、後から事務局等からの発言があると思います。
今回、この場合は、陳情人の方に対する質問だけと。
(「質問はいいのですね」と言う者あり)
- 大貫委員長 はい。
ほかに陳情人に対し、確認したいことはありますか。
ありません、はい。
確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。
お疲れ様でした。
(「ありがとうございました」と言う者あり)
(陳情人 退席)
- 大貫委員長 それでは、陳情第5号について、執行部に確認したいことはありますか。
阿部委員。

○阿部委員 はい、公園管理は都市建設関係で、草刈りとかやられているかと思うのですが、以前にも私、公園の草刈り、最近は気温が高いということで、草が生えるスピードも速いということで、もっとこまめにできないかといった感じの質問をしたことがありますが、今現在、それぞれの公園なんかでの草刈りのときには、除草剤はセットでまいているとかということは、やっているのですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○小林整備課長 整備課長の小林です。

よろしく願いいたします。

公園内に除草剤の散布はしておりません。

ただし、地元で管理をしていただいている一部の公園につきましては、周辺住民の同意を得た上で、事前周知を条件に認めております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 はい、ほかに質疑はありませんか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「質疑はします」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、各委員の意見を、考え方をお伺いいたします。

阿部委員。

○阿部委員 はい、そうですね。

最近、本当に草、のびるのが早くて、草刈り作業というのは、本当に各地ですごい苦勞しているのは事実です。

それで、私も、議会のほうで、議員有志で、富士山公園の草刈りとか、来週は図書館周りの草刈りなんかをやらせていただくのですが、もう本当に除草剤をまくのが一番手っ取り早いのかもかもしれませんが、場合によっては、子供たちが遊ぶ公園、あるいは通学路にかかるといところでは、その除草剤で何らかのアレルギーが出てしまったりとかという心配はお持ちの方もいるのだと思うので、そういう意味では、除草剤を有効的に使うというのは、これは一つ大事なことですし、農家なんかは特に広いあぜ道とか、いろんな部分で農薬の使用というのは、除草剤というのはどうしても必要なのだと思うのですね。

なので、あえて条例として縛りつけをするのではなくて、近隣住民の理解をちゃんと得るような形での周知とか、自治会の活動の中での回覧板でのお知らせとかということ徹底していくということは、呼びかけとしてやりながら進めるということで、あえて条例という、鹿沼市の法律みたいなもので、ルールで縛りつけるのはちょっと厳しいかなというのが率直な感想です。

ただ、やっぱりいろんな住民の方の声というのは、しっかりと聞いて、何も言わないで、いきなりまいてしまうとかというのがないように、周知をしてもらいたいというふうに思っています。

○大貫委員長 はい、それでは、それに対する執行部の説明をお願いします。

（「そこはいいんじゃない」と言う者あり）

○大貫委員長 いらないですか。

○阿部委員 質疑、質疑は終わったので、この議論だけで。

○大貫委員長 わかりました。

失礼しました。

それでは、お一人お一人、委員のお考えを聞かせていただきたいと思います。

横尾委員から時計回りにお願いいたします。

○横尾委員 はい、条例というのは、ちょっと厳しいというか、これからいろんなもので弊害が出てくるような気もしますし、さっき、阿部委員が言ったように、周囲にある程度の周知をしてね、除草剤をかけるというのは、これは今、この陽気というか、この暑さなので、草は本当に10日も過ぎると同じように生えてくるという状況なので、除草剤で、対処するというのも多少はあるのかなという、危険性があると言え、危険性がないわけではないのですけれども、これを条例で縛りつけるというのも、ちょっと私は問題があるのかなというふうに思いますので、今回の件については、私は否決でお願いをしたいと思います。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、私から、ちょっと意見を交えて、ちょっと言わせてもらえば、確かに、今公園にね、先ほど陳情者が「今回初めてだ」という看板的なね、話を聞きました。

確かにね、あの看板で、その公園なんかは特に不特定多数の人が、もう自治会だけでなく、やっぱり来る場合もあります、お千手山にしろ、城山公園にしろ。

そういう場合には、やっぱり看板というのは必要で、その看板の中にも、例えば、農薬というの、そういう散布をすれば、大体、私、わからないですけれども、「1週間ぐらいたてば、その農薬がね、全て安全性が確保できますよ」という、「幾日から幾日は使用禁止」みたいなね、そういうお知らせをすることも必要だと思います。

しかし、今、この異常気象の中で、毛虫が異常に繁殖したり、またね、そういう中では、どうしても、農薬を散布したり、また、除草剤を使わなくてはならないということを考えれば、今、この条例化して、締めつけるということは、私も反対で、また、地域のね、状況をよく精査して、判断する。

したがって、今回は不採択です、私は。

以上です。

○大貫委員長 関口委員。

○関口委員 これは先に言っておくけれども、まあ条例は、俺は、やっぱり反対かなと思

います。

ただ、今言うように、近隣のあれには、チラシでもなんでもいいから、よく土木なんかは、やっているときには、隣周りの人と、10軒か15軒あれば、「それだけチラシつくって回しますよ」ということは聞いています。

私も自治会長をやっているからわかるけれども、自治会長のところへは、1枚か2枚いつもきて、そのほか近隣のところには何枚か回しているという状況になっているので、そこら辺のところはやってもいいのではないかなと思うけれども、条例は却下したいなと思いますので、よろしく、以上です。

- 大貫委員長 それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第5号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第5号を採択とするか、不採択とするか、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

- 大貫委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第5号について、採択とすることの賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

- 大貫委員長 はい、挙手なしですね。

したがって、陳情第5号について、不採択とすることに決しました。

次に、議案52号 令和6年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。

峯田企業経営課長。

- 峯田企業経営課長 企業経営課長の峯田です。

よろしく願いいたします。

議案第52号 令和6年度 鹿沼市水道事業会計 未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

令和6年度決算において生じました、純利益 9,938万。

(「何ページ」と言う者あり)

- 峯田企業経営課長 失礼いたしました。

- 大貫委員長 ページ数。

- 峯田企業経営課長 はい。

(「あ、それ議案」と言う者あり)

- 大貫委員長 議案のほう。

- 峯田企業経営課長 はい。

52号でございます。

(「議案の 52 号」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

はい、お願いいたします。

○峯田企業経営課長 令和 6 年度決算において生じました、純利益 9,938 万 4,267 円。

また、資本的収支不足額を補填するために取り崩した建設改良積立金 1 億 7,955 万 2,705 円及び減債積立金 5,000 万円、あわせて 3 億 2,893 万 6,972 円が、今回未処分利益剰余金となります。

(「どこなのかわからないか」と言う者あり)

(「大丈夫ですか」と言う者あり)

(「後から聞きます」と言う者あり)

○大貫委員長 よろしいですか。

(「これだ」と言う者あり)

(「あ、違うの、これと」と言う者あり)

(「まあ議案だけで」と言う者あり)

(「議案、議案」と言う者あり)

○大貫委員長 どうぞ。

○峯田企業経営課長 このうち、純利益 9,938 万 4,267 円を全額建設改良積立金に積み立てるとともに、補填財源として使用済みである 2 億 2,955 万 2,705 円につきましては、現金の裏づけがないため、会計処理上資本金に組み入れるものであります。

この処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第 52 号 令和 6 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、これ、全協でしたかね、一度説明があったと思うのですが、次の下水道と同じことだと思うのですけれども、これは、この令和 6 年度の水道事業決算書の中では、数字として、どこに反映されるか、わかりますか。

そこをちょっと説明、一緒に説明していただければ、よりわかりやすかったかなという感想です。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。

○峯田企業経営課長 はい、企業経営課長、峯田です。

失礼いたしました。

水道事業決算書における、こちら未処分利益剰余金処分につきましては、ページ数でいいますと、5 ページになります。

そちらの議会の議決による処分額というところが、3億2,800万、9,369、失礼いたしました。

6,972円、こちらが未処分利益剰余金となりまして、そちらを一部建設改良積立金に積み立てるものと、資本金へ組み入れるものとしてなっております。

以上です。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、3億2,800万円、このうち建設改良積立金と、それから資本金に分けるということで、全協のとき、議員説明会のとき、増淵議員からもちょっと質問がありましたが、資本金に繰り入れるという、どんどん繰り入れていくということが、いわゆる企業会計の正しいやり方なのだという説明をそのときに聞いた記憶がありますが、これを毎回こういう形でやっていくことによって、今の資本金の状態と、それから、建設改良の基金の積立残高というのですかね、その辺は全体では、どういう形になっているか、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

どうぞ。

○峯田企業経営課長 はい、こちら資本金に組み入れるものとしては、企業会計特有のものと理解しております。

それで、資本金に組み入れずに、そのまま未処分利益剰余金としておく方法もございますけれども、こちら資本金に組み入れるものについては、既に資本的収支の補填財源として使用しているもので、現金の裏づけがもう既にないと、既に使用済みということですので、もう使えないものとして、用途を明確にするために資本金に組み入れるものとなっております。

以上でございます。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

阿部委員。

○阿部委員 はい、はい、いわゆる資金繰りとして、資本金に組み入れの2億2,900万円というのはわかりましたが、では、建設改良積立金、こちらはどのような形になるのでしょうか。

これも同じことなの。

○大貫委員長 はい、どうぞ。

○峯田企業経営課長 建設改良積立金につきましては、補填財源として一度使って、使用済みで、また、利益をその分、また建設改良積立金に積み立てるといような形になります。

それで、増減が、その年によって生じてまいります。

○阿部委員 はい。

そうすると、これ。

- 大貫委員長 阿部委員。
- 阿部委員 はい、積立金というのは、いわゆる一般会計とか、国保会計なんかでは、財政調整基金という形になっていますが、そういう残高という形ではどうなのですか。
- 大貫委員長 どうぞ。
- 峯田企業経営課長 はい、こちら建設改良積立金につきましては、今後の設備投資ですとか、施設の更新、改良に備えて、積み立てているものになりますので、今回、こちらの水道事業につきましては、建設改良積立金、議会の議決後には、合計残高が 20 億 4,992 万 4,707 円という形でなっております。
- 以上です。
- 大貫委員長 はい、説明は終わりました。
- 阿部委員。
- 阿部委員 はい、わかりました。
- ありがとうございます。
- 理解ができました。
- 次の下水道のほう、同じように説明いただけると、よろしく申し上げます。
- 大貫委員長 次の部ですね。
- 阿部委員 はい。
- 大貫委員長 はい。
- 小島委員。
- 小島委員 はい、この未処分利益剰余金ね、何だ、建設改良の積み立てとか、長期に入れるという、組み入れるのは理解するのですけれども、ここに至った経緯は、私、単純に考えると、その予算計上が間違っていたのかなとか、そんなふうに考えてしまうのだけれども、その辺はどうなのですか。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。
- どうぞ。
- 峯田企業経営課長 企業経営課長、峯田です。
- 予算との関係なのですけれども、あくまでもこれは決算を行って出た利益と、あとは資本的収支の不足額をどれぐらい補填したかという結果でございますので、あらかじめこれを予算計上しているものではございませんので、はい、別のものとして、ご理解いただければ。
- 小島委員 はい、わかりました。
- 了解です。
- 大貫委員長 はい、ほかに質疑はありませんか。
- (「ありません」と言う者あり)
- 大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
- 議案第 52 号について、原案どおり可とすることのご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第 52 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 53 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。

峯田企業経営課長。

○峯田企業経営課長 企業経営課長、峯田です。

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第 53 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明いたします。

下水道事業会計決算書におきまして、ページ数、5 ページとなりますので、お願いいたします。

令和 6 年度決算において生じた純利益 2 億 6,988 万 7,299 円、また、資本的収支不足額を補填するために取り崩した、建設改良積立金 2 億 6,964 万 3,009 円、あわせて 5 億 3,953 万 308 円が今回未処分利益剰余金となります。

このうち、純利益 2 億 6,988 万 7,299 円を全額建設改良積立金に積み立てるとともに、補填財源として使用済みである 2 億 6,964 万 3,009 円につきましては、水道事業同様現金の裏づけがないため、会計処理上資本金に組み入れるものであります。

この処分につきましては、水道事業同様、地方公営企業法 32 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第 53 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、説明を終わります。

○大貫委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、同じように、議会の議決後の積立金残高を教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。

どうぞ。

○峯田企業経営課長 下水道事業会計におきまして、建設改良積立金、議決後の積立額なのですが、6 億 6,679 万 384 円でございます。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。

はい、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 53 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第 53 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 54 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号) についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明を願います。

小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 産業振興課長の小泉です。

よろしく願いいたします。

議案第 54 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号) のうち、経済部所管の主な予算についてご説明をいたします。

令和 7 年度補正予算に関する説明書、一般会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番下の段、16 款 県支出金 2 項 4 目 農林水産業費 県補助金の右側の説明欄、首都圏農業確立対策事業費 県補助金 1,640 万 1,000 円の増につきましては、県、失礼いたしました。国庫補助事業の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を活用しまして、施設園芸ハウスなどの整備を行うため、増額するものであります。

5 ページをお開きください。

下から 2 段目、21 款 諸収入 3 項 3 目 商工費貸付金元利収入の説明欄、中小企業経営対策資金預託金元利収入 1 億 7,100 万円の増につきましては、歳出予算の中でご説明いたしますが、中小企業制度融資において、預託金を増額するために計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

9 ページをお開きください。

下の段、2 款 総務費 1 項 11 目 地域振興費の説明欄、水源地域振興拠点施設整備事業費 364 万円の増につきましては、スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパにおける給水設備改修のために計上するものであります。

少し飛びまして、15 ページをお開きください。

一番下の段、6 款 農林水産業費 1 項 2 目 農業総務費の説明欄、公設地方卸売市場事業費特別会計繰出金 102 万円の減につきましては、この後ご説明いたします、公設地方卸売市場事業費特別会計において、前年度の繰越金が確定したことにより、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

同じく次の行、3 目 農業振興費の説明欄、一つ目の○、新規就農促進総合支援事業費 200 万円の増につきましては、就農後、本人の責めによらない理由により、作付ができなくなった研修修了生に対し、営農継続に必要な施設整備を支援するため、現行の新規就農支援事業補助金の制度内容を拡充することに伴い、必要な予算を計上するもので

あります。

同じく2つ目の○、花木センター管理運営費 744万7,000円の増につきましては、花木センター中段にある育成温室の老朽化による屋根や床、スロープなどの修繕に要する経費を計上するものであります。

同じく一番下の○、首都圏農業確立対策事業費 1,640万1,000円の増につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、国庫補助事業の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金を活用しまして、施設園芸ハウスなどの整備を行うため、増額するものであります。

17ページをお開きください。

一番上の段、3目 農業振興費の続きになりますが、右側の説明欄、2つ目の○、花木センター施設整備事業費 4,809万1,000円の増につきましては、花木センターの下段に新たなセリ場などを整備するため、旧管理棟や現在のセリ場等の解体工事及びセリ場周辺の外構工事の設計委託などを行うため、増額するものであります。

その下の行、6目 農地費の説明欄、2つ目の○、農業農村整備事業費 260万円の増につきましては、県単独農業農村整備事業を土地改良区が実施するに当たり、市負担金を支払うため、増額するものであります。

その下の段、2項1目 林業振興費の説明欄、野生鳥獣対策事業費 90万円の増につきましては、クマによる被害対策事業を実施するに当たり、猟友会への委託料を計上するものであります。

その下の段、7款 商工費 1項2目 商工業振興費の説明欄、商業振興推進事業費 500万円の増につきましては、市内中小企業に対し、物価高騰への支援として、省エネルギー設備導入に対する物価高騰対策経営強化補助金を計上するものであります。

その下の行、3目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費 1億8,228万7,000円の増につきましては、中小企業制度融資において、物価高騰対策特別資金の新設などにより、預託金を増額するとともに、それに伴う保証料補助や栃木県信用保証協会への負担金の増額を計上するものであります。

19ページをお開きください。

上の段、4目 観光宣伝費の説明欄、観光イベント事業費 350万円の増につきましては、屋台繰出に対する補助金の増額及びクラウドファンディングを実施し、鹿沼秋まつりの開催経費の一部として活用するため、計上するものであります。

その下の行、5目 観光開発費の説明欄、2つ目の○、前日光つつじの湯交流館施設維持管理費 148万円の増につきましては、同施設のろ過装置を修繕するため、増額するものであります。

21ページをお開きください。

上から2段目、8款 土木費 4項6目 公園管理費の説明欄、3つ目の○、出会いの森総合公園管理費 441万7,000円の増につきましては、出会いの森総合公園駐車場の区画線改修の費用や西北部地域をPRするための費用を計上するものであります。

以上で、経済部所管の一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○大貫委員長 大出環境課長。

○大出環境課長 はい、環境課長の出です。

よろしく申し上げます。

議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境部所管のものについてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出のみとなります。

ページをお戻りいただきまして、一般会計の15ページをお開きください。

上から2つ目の段、4款 衛生費 2項2目 ごみ処理費の説明欄1つ目の○、ごみ処理施設維持費の修繕料196万8,000円の増につきましては、粗大ごみ処理施設に設置されているアルミ選別機のコンベアベルト修繕に要する経費135万3,000円、新リサイクルセンターに設置されているペットボトルを圧縮し、減容する機器の修繕に要する経費61万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

次の○、一般廃棄物最終処分場維持管理費のうち、屋外清掃 312万2,000円の増につきましては、鹿沼フェニックス北側の樹木伐採に要する経費を増額するものであります。

2行下の施設修繕工事費 151万8,000円の増につきましては、鹿沼フェニックスの水処理施設において、流入水の水質を測定しているピーエイチ計の更新に要する経費を増額するものであります。

次の○、し尿処理施設維持費の修繕料 183万7,000円の増につきましては、浄化槽汚泥の流量計の修繕に要する経費を増額するものです。

以上で、令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 山田都市計画課長。

○山田都市計画課長 都市計画課長の山田です。

よろしくお願いたします。

議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、都市建設部所管のものについてご説明をいたします。

まず、歳入についてであります。ページ、お戻りいただきまして、5ページをお開きください。

一番下の段、21款 諸収入、4項3目 雑入、右側説明欄の全国公営住宅火災共済機構収入、285万5,000円の増額につきましては、令和6年度に睦町市営住宅14号棟において発生した火災の修繕に対する共済収入を補正するものであります。

同じく、右側説明欄、下から2つ目、公園施設補償料、11万5,000円の増額につきましては、県で進めております国道293号道路拡幅工事に支障となる久保町ポケットパークの移設補償費の確定により、補正するものであります。

次に、7ページをお開きください。

上から2段目、22款 市債、1項4目 土木債、右側説明欄の道路整備事業債 1,440万円の増額につきましては、市道整備の実施に伴い、補正するものであります。

その1つ下、道路長寿命化対策事業債、1億5,020万円の増額につきましては、公共施設等適正管理推進事業の実施に伴い、補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

少しページ飛びますが、19ページをお開きください。

上から2段目、8款 土木費、2項3目 道路維持費、右側説明欄の道路維持管理費5,564万円の増額につきましては、市道の維持管理の推進を図るため、補正を行うものであります。

補正内容は、市道の修繕料、市道4路線の街路樹伐採・剪定委託料であります。

その下、道路長寿命化対策事業費 9,900万円の増額につきましては、市道の舗装長寿命化の推進を図るため、補正を行うものであります。

補正内容は、市道7路線の舗装補修工事費であります。

同じく、その下の2項4目 道路新設改良費、右側説明欄の道路整備事業費 1,659万円の増額につきましては、市道の整備を推進するため、補正を行うものであります。

補正内容は、市道1007号線の工事費及び補償費であります。

続きまして、21ページをお開きください。

一番上の段、3項1目 河川維持費、右側説明欄の河川維持管理費 2,320万円の増額につきましては、普通河川の維持管理の推進を図るため、補正を行うものであります。

補正内容は、河川の修繕料、普通河川2カ所の補修工事費であります。

次に、その下の段、4項6目 公園管理費、右側説明欄、上から2つ目の○、公園緑地維持管理費 382万2,000円の増額につきましては、公園の維持管理の推進を図るため、補正を行うものであります。

補正内容は、公園内の施設修繕料、施設工事費、伐採委託料であります。

以上で、議案第54号のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

阿部委員。

○阿部委員 はい、では、まず経済部のほうからですが、17ページ、花木センターの修繕ということで、4,800万円ですか、ということですが、今説明がありましたけれども、一般的にいろんな市民の方からは、少しずつ整備するより、全体的にもう老朽化があるので、ここでこういう、4,800万円を、予算をとるよりは、もっと全体的な整備をして、リニューアルしたほうがいいのではないかという意見も出ているのですが、今回これ、こういう整備で、議決した場合に、いつから始まるのかということと、あと今後の計画というところを教えてもらえればと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。

どうぞ。

○別井地域課題対策課長 はい、地域課題対策課の別井です。

よろしく願いいたします。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

まず、そちらの花木センターにつきましては、オープンして50年が過ぎておりまして、老朽化が激しいところではあるのですけれども、今回のまず計上させていただいた予算につきましては、設計、最初に設計委託料といたしまして、イベントスペース周辺の外構整備ということで、当初予算で、まずイベントスペースの設計費用というのを outsourced させていただきました。

それで、そこでその予算をもとに、その予算をもとに、現在、公募型プロポーザル方式ということで、5月に事業者を募集して、8月に選定を、8月に契約を行いまして、そのような形で、事業者と協議しながら、イベントスペースの内容、設計を、建物の設計ですね。

そちらを進めているところなのですけれども、その選定する方法ですね、公募型プロポーザルといたしまして、その建物だけでなく、一番、本委員会の皆様からもいろいろご意見いただいているところではあるのですけれども、やっぱり駐車場のところと、中段の売り場のところ、その動線というのがやっぱり一番の課題となっておりますので、そのところをどうするかというようなところを、庁内でも議論はしたのですけれども、今回の公募、建物の公募プロポーザルにあわせて、その辺の動線の部分ですね、特に下段から中段に上がるような動線の部分のアイデアというのを募集させていただきました。

それで、7月にプレゼンの審査を行いまして、8月にイベントスペースの建物の設計ということで、契約させていただいたのですけれども、そして、契約させていただいて、協議を重ねているところではあるのですけれども、その中で、やっぱりやり方として今あるセリ場とかを壊して、セリ場とかを壊して、あとその辺の外構の部分、駐車場から歩道、歩道を使って、上段に上がる階段の部分、5メートルほど、下段と中段、高さがありますので、その部分の外構も一緒に設計して、その辺をあわせてイベントスペースの建物と外構の部分、そこもあわせて来年度、工事、一体として工事するのが一番この動線の部分、一番の課題である動線の部分を解決するには、いい方法だろうというような判断に至りました。

そのような考えが、考えというか、経過がございまして、今回は、まず建てるに当たって、旧管理棟ですね、旧管理棟とか、セリ場、その辺を壊す解体の工事費として3,600万円を計上させていただいたというのと、その今やっているイベントスペース、建物の設計の周りのところの外構の設計費用ということで、1,098万9,000円を計上させていただいたところでもあります。

それで、この予算に基づきまして、まずこれから、旧管理棟と、そうですね、10月以

降になりますけれども、旧管理棟とセリ場の解体工事、この辺のところを、プロポーザル方式によりまして、公募をかけて、実際 12 月以降になってしまうかなと思うのですが、まず下段のところを今年度中は解体させていただきたいと思います。

それで、今やっているイベントスペースの建物と今回補正予算で、委託料ですね、1,098 万 9,000 円を上げさせていただいていますけれども、この外構の部分を、ちょっと厳しいスケジュールではあるのですが、今年度中に何とか完成させるような形で、来年度早々に入札をかけて、令和 8 年度ですね、8 年度にイベントスペースの建物とその周りの外構の部分、こちらを一体として整備していくというような流れでやっていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

阿部委員、何かありますか。

○阿部委員 はい。

○大貫委員長 はい。

○阿部委員 大體概要はわかりましたが、割と大規模に工事をすることともわかりました。

今回反対はしませんが、設計内容とか、ある程度の形ができたところで、公表できる部分は、議会のほうにも示していただければと思います。

以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑のある方は、横尾委員。

○横尾委員 はい、今の花木センターの件なのですが、現在、私、今花木センターの理事もやっています、いろいろ話が出ていますけれども、要するにあのさつき祭りのときの展示場とか、セリ場がもう老朽化してだめだということで、建て替えてほしいというのは何年も前から話が出てまして、そういう流れの中で、そのセリ場を含めた、その建物をつくるという話で、今、予算が計上されているのだと思いますけれども、これは基本的に来年の 5 月のさつき祭りには、完成はできないという認識でいいですか。

もう 1 年かかるということですか。

お答えください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

どうぞ。

○別井地域課題対策課長 はい、地域課題対策課の別井です。

よろしく申し上げます。

ただいまの横尾委員の質問にお答えさせていただきます。

来年、今年度中に設計をさせていただいて、来年度工事という形を考えております。

それで、基本的には、来年のですね、工事、来年のさつき祭りを終わった段階でちょっと工事を始めるような形を考えております。

スケジュールだから、それで考えております。

すみません、ちょっとお待ちください。

スケジュール。

そうですね。

8年度、すみません、工事を、すみません、8年度に工事をさせてもらうのですけれども、すみません、セリ場については、今回補正予算で解体の工事費を上げさせていただいたものですから、ちょっと今年度中に壊してしまうので、来年のさつき祭りにつきましても、ちょっとセリ場は、セリ場はもう今年度に壊してしまうので、ないという形になりますので、さつき祭りについては、来年度はちょっとセリ場を使えないで、8年度に工事をいたしまして、9年度のさつき祭りのオープンに、そういった形でリニューアルして、盛大にやらせていただきたいというようなことで進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 はい、では確認をします。

9年度には完成、完全に完成をするということによろしいでしょうか。

○大貫委員長 どうぞ。

○別井地域課題対策課長 はい、そうですね、9年度に完成するという形で、精一杯全力で頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○横尾委員 はい。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○小島委員 はい、18ページの先ほど説明しましたね、野生鳥獣対策で、適正化管理というので、クマという話を聞きました。

これ、この事業のね、その90万円の内容、箱わなをつくるのだから、どうなのだから、その辺の内容を教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。

どうぞ。

○橋本林政課長 はい、委員長。

林政課長の橋本です。

よろしく願います。

クマの、クマによる被害防止のために、対策としまして、猟友会のほうに、栗野、鹿沼両猟友会に半分ずつ、45万円ずつで委託料を支払いまして、鹿でいう個体数調整みたいなイメージでいただければということです。

はい、以上で説明を終わります。

- 大貫委員長 小島委員。
- 小島委員 はい。
- 大貫委員長 ありますか。
- 小島委員 了解です。
わかりました。
それで、言おうとしていることはわかりました。
- 大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。
横尾委員。
- 横尾委員 16 ページの下段、新規就農の促進総合支援事業ということで、200 万円という説明だったのですが、これは何かその収入がなかったときとか、何か事故があって、収入がなかったというようなときの支援みたいという説明はあったのですが、もう一度ちょっとわかりやすく説明をお願いします。
- 大貫委員長 執行部の説明をお願いします。
はい、どうぞ。
- 東城農政課長 農政課長の東城です。
よろしくお願ひいたします。
横尾委員の質疑にお答えいたします。
先ほど予算の説明の中にありました新規就農総合支援事業費 200 万円の増につきましては、就農後の本人の責めによらない理由によりまして、作付ができない研修修了生がおります。
〔「いる」と言う者あり〕
- 東城農政課長 その方に対しまして、きちんと営農を継続的に支援するための補助事業となっております。
当初は想定できなかつたものですので、追加の予算を確保しまして、支援をしたいということで計上しております。
以上で説明を終わります。
- 大貫委員長 横尾委員。
- 横尾委員 作付ができないというのはどういう理由なのか、もう一度詳しくお願いします。
- 大貫委員長 はい、どうぞ。
- 東城農政課長 農政課長の東城です。
横尾委員の質疑にお答えします。
作付ができないという内容ですが、イチゴの研修生が、ウォーターカーテンの仕様で、ハウスを建てて、それで、井戸を掘ってということで準備を進めておりました。
もちろん国庫事業、あ、国庫の事業と、多額な借入金をしての準備を行いました。
ところがですね、水が、ウォーターカーテンをやるに至らない水量で、確保できなかつた

ったものですから、本人が作付をしても、要は苗が育たないという、そういうような緊急事態が起きまして、その苗を、1年はもう棒に振ってしまったという事態がありました。

ただ、生活、研修中は収入もありませんので、その生活が困窮している状況もありまして、鹿沼市の支援、県とJAとこの農業公社と、皆で、協議会の中で支援する中で、いろいろ相談をしまして、できる限りの支援をしたいと考えておりまして、その就農までの、就農までというか、作付までの支援を、何か応援したいということで、そのための補助金の活用で、本年度予算で不足しているのが200万円ということで、計上しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 横尾委員。

○横尾委員 はい、これは1件だけという認識でよろしいでしょうか。

○大貫委員長 はい、どうぞ。

○東城農政課長 はい、横尾委員の質疑にお答えいたします。

はい、1件の申請となっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員 はい、了解です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

阿部委員。

○阿部委員 はい、では、次は都市建設関係で、19ページの下の段ですね。

道路橋梁、道路維持費、3款道路維持費の1億5,200万円、あ、1億5,020万円ですか。

それで、これは当初予算のほうを、5ページ、6ページのほうを見ると、公共施設整備基金6,800万円の繰り入れ、これ財源ということだったようですが、今回の補正で、これ変更になったということですかね。

基金のほうから事業債のほうに、その理由とか、状況を教えていただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○鈴木維持課長 維持課長の鈴木です。

よろしく願いいたします。

阿部委員の質問にお答えします。

まず6,800万円については、先ほど議員がおっしゃったとおり、当初予算で基金からの繰り入れにより、予定をしておりました。

その後、今回、今回が公共施設等適正管理推進事業債というものの適用になるのですが、こちらの申し込みについては、新年度になってから、今年度になってからの申し込

みになりまして、それが採択になりました。

それで、その採択になった分、今回の補正で計上させてもらっている、9,900万円と当初の6,800万円、それを足した合計、その90%になります。

それで合計が、1億5,200万円になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、はい、わかりました。

こういった形で、補正で、基金から、市債のほうへ動いていくという、こうした活用の仕方とかね、基金の使い方、あるいは市債の使い方ということは、その運営方針とか、何か定めているところというのはあるのですか。

○大貫委員長 当局の説明を求めます。

(「それは財政関係ではないか」と言う者あり)

(「誰か説明」と言う者あり)

○大貫委員長 これは総合政策部関係だよな。

誰か来てくない。

(「来ていないですね。

決算ではないからいません」と言う者あり)

(「無理なら部長が説明だ」と言う者あり)

○大貫委員長 部長が説明するわけにいきませんが、これ、系統的には、総合政策部のほうになってしまうのですかね。

今回の中ではちょっと入っていませんので。

○阿部委員 わかりました、はい。

○大貫委員長 はい、すみません。

○阿部委員 わかりました。

内容、その補正自体には別に反対はしてないのですが、いわゆる市債というのは、これからの借金というところで、将来の世代に向けての負担というところになっていくので、それで、基金というのは、過去に、これまでの積み上げてきたものを使うというところで、その基金の活用の仕方と市債、これからの借金の使い方というのが、どういう活用方針があるのかなというのをちょっと聞きたかった、ちょっと疑問に思ったというところであります。

それで、これが補正の中でいろいろと、あまり動いてしまうと、大元の当初予算の信頼性というのも、だんだんと崩れていくような可能性もあるので、そこは、補正でこういう動かした場合には、その、「どういう活用方針が鹿沼市としてあるから、今回はこうなんだ」というのが、もし示していただければ、よりわかりやすいかなというふうに、当初予算との関係でも信頼性があるのだと思うので、そこはお願いしたいと。

○大貫委員長 では、すみませんが、しっかりと執行部をお願いしておきますので、考え

ておいてください。

よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

小島委員。

○小島委員 委員長、質疑の前にトイレ休憩したい。

○大貫委員長 わかりました。

(「1時間過ぎているのだ」と言う者あり)

(「何時から」と言う者あり)

○大貫委員長 すみません。

暫時休憩といたします。

開始は11時15分、15分といたします。

すみません、よろしくお願います。

(午前11時10分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時15分)

○大貫委員長 部長。

○柏崎都市建設部長 都市建設部長の柏崎です。

よろしくお願います。

先ほど阿部議員の質問で、基金と市債の活用の方法の仕方、方針、活用方針ということなのですが、財政に関することなので、あとで、財政のほうと確認しまして、文章かなんかで出したいと思いますので、よろしくお願います。

以上です。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 はい。

(「では、はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい、ほかに、小島委員。

○小島委員 はい、小島です。

20 ページです。

2つ聞きたいのですけれども、続けてよろしいですか。

はい、20 ページの上から○で3つ、前日光つつじの湯と、前日光のハイランドのその修繕というのは、説明がなかったのですけれども、2カ所説明をお願いいたします。

○大貫委員長 大貫さん、はい、大貫観光課長、どうぞ。

○大貫観光交流課長 はい、観光交流課長の大貫です。

よろしくお願いいたします。

小島議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず前日光つつじの湯の交流館の修繕につきましては、ろ過装置のちょっと異常があ

りまして、修繕が必要だということになりましたので、そちらの修繕費を計上したものでございます。

次に、前日光ハイランドロッジの修繕につきましては、施設前に、ベンチがございまして、そちらのベンチの傷みが激しいということで、今回修繕の費用ということで計上させていただきました。

以上です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、了解です。

もう1ついいですか。

○大貫委員長 どうぞ。

○小島委員 あるのですけれども、いいですか。

はい、では、同じく20ページの何だ、道路維持、その支障木、屋外清掃という、これ先ほどの説明で伐採だと言うのですけれども、その伐採のその場所への、どこを伐採するのか。

それと、何だろう、元から切るのか、枝打ち、枝的に伐採するのか、その辺のちょっと説明していただければ。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

はい、どうぞ。

○鈴木維持課長 維持課長の鈴木です。

よろしくをお願いします。

小島委員の質疑にお答えします。

まず場所についてなのですが、4路線、まず市道17号線、西茂呂の桜並木の通りになります。

次、市道19号線、晃望台のメインの通りになります。

(「2つ」と言う者あり)

○鈴木維持課長 次が市道0315号線、坂田山のメインの通りになります。

あと1つ、最後が7113号線、松原団地の中のメインの通り、そこの木の伐採になります。

それで、あとは、枝打ちか、伐採かなのですが、全て伐採で考えております。

以上で質疑を終わります。

○小島委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 小島委員、よろしいですか。

○小島委員 はい、わかりました。

はい、以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「別にいいですよ」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。

(「時間もなくなってしまった」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 54 号中産業建設常任委員会関係予算について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号中産業建設常任委員会関係予算について、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 56 号 令和 7 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算 (第 1 号) についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。

小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 産業振興課長の小泉です。

よろしくお願ひいたします。

議案第 56 号 令和 7 年度公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算 (第 1 号) についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

今回の補正は、歳入のみとなります。

2 つある表のうち、下の表からご説明をさせていただきます。

3 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金の右側説明欄にありますとおり、前年度の繰越金が確定しましたので、102 万円を増額し、それに伴い、上の表になりますが、2 款 繰入金 1 項 1 目 一般会計繰入金を、同額の 102 万円を減額するものであります。

以上で、公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算 (第 1 号) の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 56 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 61 号 市道路線の認定について及び議案第 62 号 市道路線の廃止につ

いて並びに議案第 63 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を願います。

鈴木維持課長。

○鈴木維持課長 維持課長の鈴木です。

よろしく願いいたします。

まず、議案第 61 号 市道の認定について、ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました、A 3 横及び A 4 縦の案内図と、上段に地区名が記載してあります A 4 縦の図面とを、あわせてご覧ください。

今回の認定路線の対象は、主要地方道 宇都宮鹿沼線の整備及び、旧県道が移管されることに伴うものが 5 路線、開発行為により、新たに築造されたものが 1 路線、合計 6 路線になります。

図面においては、認定する路線を実線で表示しております。

まず、図面 No. 1、千渡地内の、上から 1401 号線・延長 80 メートル、市道 1400 号線・延長 130 メートル、市道 1402 号線・延長 267 メートルになります。

次のページ、No. 2 になります。

市道 1403 号線・延長 131 メートルになります。

次のページ、No. 3 になります。

東町地内の、市道 5430 号線・延長 166 メートルになります。

次のページ、No. 4 になります。

上野町地内の開発行為により、新たに築造されたもので、市道 5431 号線・延長 170 メートルになります。

以上で議案第 61 号 市道路線の認定の説明を終わります。

次に、議案第 62 号 市道路線の廃止について、ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

今回の路線廃止の対象は、主要地方道 宇都宮鹿沼線の整備により、道路としての機能を失ったもの、2 路線になります。

図面においては、廃止する路線を実線で表示しております。

まず、図面 No. 1、市道 1811 号線・延長 31.26 メートルになります。

次のページ、No. 2 になります。

市道 1827 号線・延長 472.56 メートルになります。

以上で、議案第 62 号 市道路線の廃止の説明を終わります。

次に、議案第 63 号 市道路線の変更について、ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

今回の路線変更の対象は、主要地方道 宇都宮鹿沼線の整備及び、旧道が移管されることに伴うもの、14 路線、鹿沼駅東通りの整備によるもの、4 路線、合計 18 路線になります。

す。

図面においては、変更前の路線を破線で表示、変更後の路線を実線で表示しております。

まず、図面No.1は、千渡地内の2路線の終点を変更するものになります。

図面の右から、市道0032号線は、延長1,567.22メートルから2,308メートル、市道0324号線は、延長3,033.43メートルから3,010メートルに変更となります。

次のページ、No.2になります。

上から市道1029号線は、起点及び終点を変更するもので、延長690.48メートルから229メートル、市道1810号線は、延長89.08メートルから73メートル、市道1809号線は、起点を変更するもので、延長126メートルから119メートルに変更となります。

市道1252号線は、起点及び終点を変更するもので、延長367.59メートルから360メートルに変更となります。

次のページ、No.3になります。

市道1253号線は、起点を変更するもので、延長404.6メートルから65メートルに変更となります。

次のページ、No.4になります。

上から、市道1254号線は、起点を変更するもので、延長1,253.58メートルから1,323メートルに変更となります。

市道1812号線は、起点及び終点を変更するもので、延長231.46メートルから219メートルに変更となります。

次のページ、No.5になります。

市道1028号線は、起点を変更するもので、延長1,384.91メートルから1,092メートルに変更となります。

次のページ、No.6になります。

市道1806号線は、起点及び終点を変更するもので、99.22メートルから81メートル、市道1301号線は、起点を変更するもので、延長161.1メートルから46メートルに変更となります。

次のページ、No.7です。

市道1828号線は、起点を変更するもので、延長629.68メートルから467メートルに変更となります。

失礼しました。

629.98メートルから467メートルに変更となります。

次のページ、図面No.8になります。

これは東町地内になります。

市道5013号線は、起点を変更するもので、延長712.38メートルから485メートルに変更となります。

次のページ、No.9になります。

これは上野地内になります。

駅東通りの整備に伴うもので、起点が変更となるものです。

市道 5009 号線は、延長 697.41 メートルから 494 メートル、市道 5150 号線は、延長 110.72 メートルが 234 メートルに変更となります。

次のページ、No.10 です。

これは起点が変更となるものです。

市道 5706 号線は、延長 167.42 メートルから 240 メートル、市道 5707 号線は延長 364.82 メートルから 127 メートルに変更となります。

以上で、議案第 63 号 市道路線の変更の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 61 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第 61 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 62 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 したがって、議案第 62 号について、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 63 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号について、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 67 号 鹿沼市花木センター条例及び鹿沼市林産物需要拡大施設条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。

東城農政課長。

○東城農政課長 農政課長の東城です。

議案第 67 号 鹿沼市花木センター条例及び鹿沼市林産物需要拡大施設条例の一部改正について、ご説明いたします。

現在進行しております、花木センター再整備事業の中の旧管理棟及びセリ場の解体することに伴い、関係する土地の詳細を調査したところ、現住所と異なることが判明したため、現在の事務所がある土地を所在地とするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、令和7年10月1日としております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第67号について、原案どおり可とすることにご異議がありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号について、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第68号 鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例及び鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。

大貫観光交流課長。

○大貫観光交流課長 観光交流課長の大貫です。

よろしくお願います。

議案第68号 鹿沼市前日光ハイランドロッジ条例及び鹿沼市前日光つつじの湯交流館条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、前日光ハイランドロッジ及び前日光つつじの湯交流館を使用して、飲食サービス等を提供する事業者が負担する、基本使用料と利用実績使用料について、市外事業者と市内事業者を同額することにより、事業者の参入を促進するためのものです。

具体的には、資料ですね、お手元の資料の29ページ、30ページに掲載されております、新旧対照表をご覧いただければと思うのですけれども、前日光ハイランドロッジの一月、1平米当たりの基本使用料を一律400円、前日光つつじの湯の一月、1平米当たりの基本使用料を一律500円とし、利用実績使用料は廃止するものです。

なお、条例の施行期日につきましては、令和7年10月1日としております。

以上で、説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

横尾委員。

○横尾委員 ちょっと確認をしたいのですが、前日光ハイランドロッジの条例というものは、今までそういう金額はずっとあったという認識でよろしいのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。

はい、どうぞ。

- 大貫観光交流課長 はい、横尾委員のご質疑にお答えいたします。
はい、開館当時から、ずっと、はい、こちらの条例で、はい、ございまして、はい、適用されておりました。
以上です。
- 大貫委員長 はい、執行部の説明は終わりました。
横尾委員、よろしいですか。
- 横尾委員 結構です。
- 大貫委員長 はい、ほかに質疑はありませんか。
小島委員。
- 小島委員 はい、市内の、すみません。
つつじの湯でね、使用料というか、その、今までが、今度は市外の人も 500 円、1 平米かな、500 円ということは理解しました。
そういう、今度は方針でやるということはいいことですがけれども、ちょっと確認したいのですが、売上げから、売上げ実績に対してのその、何ていうの、その、あるいは手数料とか、そういうのはないのですか。
- 大貫委員長 はい、どうぞ。
- 大貫観光交流課長 はい、小島委員のご質疑にお答えいたします。
はい、売上げのほうからもいただいて、とってはいたところなのですが、それを今回廃止してということで、はい、使用料のほうだけですね、平米数当たりの金額のみということに、今回させていただきたいと思っております。
以上で説明を終わります。
- 大貫委員長 小島委員、よろしいですか。
- 小島委員 はい、わかりました。
ますますやる気になっていくってくれるか、気がしますがけれども、はい。
（「小島さん、やってよ」と言う者あり）
- 小島委員 俺はやらない、はい。
- 大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。
よろしいですか。
（「ありません」と言う者あり）
- 大貫委員長 別段質疑もないようですので、お諮りいたします。
議案第 68 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 大貫委員長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 68 号については、原案どおり可とすることに決しました。
以上で、今議会におきまして、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

ここで私ども、最後なものですから、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

1年間、皆さんにお世話になりました、執行部、そして委員の皆さん、本当にありがとうございました。

うまくできたかどうかはよくわかりませんが、いろいろ難しいことはなかったような気がしますけれども、自分が焦っていたときもあります。

今、何か、まさに最初の頃そうだったような気がします。

それで、今日副委員長が休みなものですから、副委員長からもですね、よろしくとのこと承っていますので、どうぞ皆さん、ありがとうございました。(拍手)

ありがとうございます。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前11時39分)